

特別史跡大坂城跡石垣修復検討会議 開催要綱

（目的）

第1条 文化財保護法により特別史跡に指定されている大坂城跡石垣の文化的価値を向上させ、将来にわたってよりよい保存状態を維持するために行う大坂城跡石垣の修復方法の報告・検討、次期施工箇所の事前調査に関する検討について、外部の有識者の意見を聴取することにより、大坂城跡石垣に係る修復の参考に資することを目的として、「特別史跡大坂城跡石垣修復検討会議」（以下「会議」という。）を開催する。

（会議のメンバー）

第2条 会議のメンバーは前条に掲げる事項に関する学識経験者その他市長が適当と認めるもののうちから、市長が委嘱する。

- 1 会議に座長をおき、メンバーの互選により選任する。
- 2 座長は、会議を代表し、会議の議事を進行する。
- 3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名するメンバーがその職務を代理する。

（守秘義務）

第3条 メンバーは、会議等で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、会議の開催期間が終了した後も同様とする。

（開催期限）

第4条 会議の開催期限は令和8年5月31日までとする。

（細目）

第5条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は令和6年10月28日から施行する。